

令和2年11月27日(金曜日)

# 建設通信新聞

建設業者の災害待機時被災で国交省

## 確実な補償へ具体検討

足立 議員 地域守り手の処遇改善

災害発生に備えて待機している建設業者自身が被災する事案が発生したことを受け、国土交通省が具体的な対応策を検討していることが分かった。同省の青木由行不動産・建設経済局長は26日の参院国交委員会で、待機時に被災した場合に適切な補償が受けられるよう、「労災適用を確実にするための留意事項の整理・周知や補償をより充実・確保するための方策について、災害協定の見直しを含めて検討する」とした。

自民党の足立敏之参院議員の質問に答えた。建設業者の災害待機時の被災をめぐっては、ことし9月に台風10号の災害対応に備えて待機中だった宮崎県椎葉村の建設会社、相生組の社宅兼事務所が土砂崩れに遭う事案が発生。同社に所属するベトナム人技能実習生1人が死亡し、現在も3人の行方が分かっていない。

椎葉村での建設業者の被災を受け、国交省は9月18日に災害待機時などの作業員の安全確保に関する対応を全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、都道府県・政令市などの自治体、建設業団体に通知した。業者団体と災害協定などを結んでいる発注者に対して、災害対応に関する工事・業務の実施に備えた待機拠点として、あらかじめ市町村が作成する洪水や高潮、土砂災害などのハザードマップで危険性を確認し、作業員に周知することなどを要請した。

加えて、青木局長は「亡くなられたベトナム人技能実習生ほか行方不明者3人の労災認定が円滑に受けられるよう、厚生労働省に情報提供を行うとともに、宮崎県と連携して被災した建設企業への助言・支援を実施している」ことを説明した。

これまで災害待機中の被災に関する労災認定の事案はほとんどなく、現地の労働基準監督署などでその判断の審査が進められている。椎葉村の事案では、被災当時、宮崎県から相生組に対して待機要請のアクセスが送付されていたことなどの理由から、業務中だったと判断される可能性が高い。国交省は今後、今回の労災認定の結果など踏まえ、待機時に関する被災防止策や被災した場合の対応策などを整理した上で周知する。発注者からの指示に基づく待機かどうか、地域の中小建設企業の場合、経営者自身も被災するケースも考えられることから、事業主・自営業主・家族従業者などの労災保険の特別加入の必要性、任意保険加入の推進などの論点について、防災協定との関係性を含めた検討を行っていく。

足立議員は「災害の時に頑張っている地域の建設業への適正な評価・処遇の改善が必要だ」とし、「地域の守り手である建設業にとって少しでも心の支えになればありがたい」と述べ、具體化するよう要請した。